

犯罪等被害に対する支援のワンストップサービス体制を構築

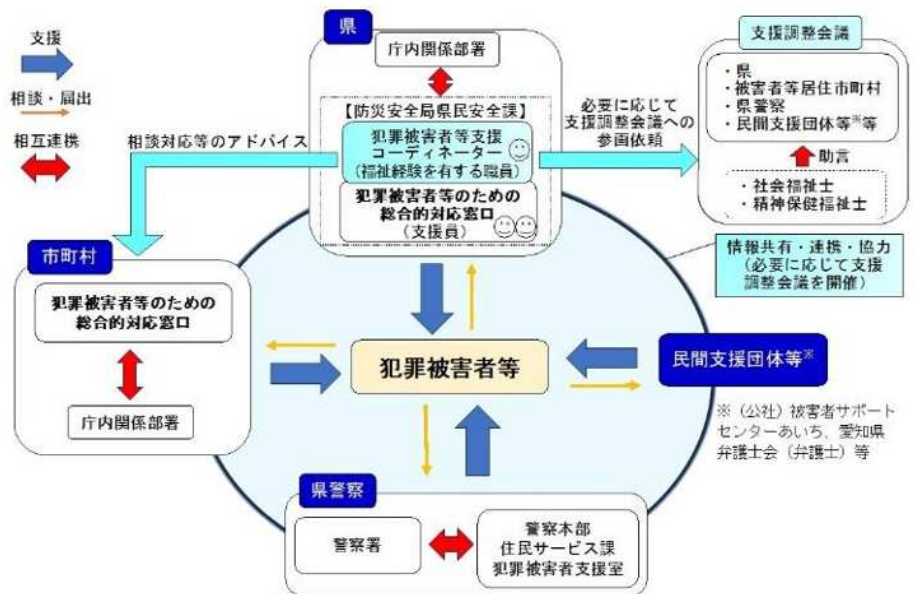
## 犯罪等被害に対する支援事業の開始

『日進市犯罪等被害に対する支援に関する条例』の制定（今年4月時点：愛知県下54市町村中25市町村が制定）により、犯罪等被害に遭われた方への支援のためのワンストップサービス体制の構築と、経済的負担の軽減のため、見舞金制度の創設を実施します。（補正予算措置：30万円）

### 総合的対応窓口 ワンストップサービスについて



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギョッとちゃん」



### 見舞金制度について

犯罪等（過失を除く）被害に遭われた方やご遺族へ、被害の状況に応じて以下のいずれかの見舞金を支給します。

種別	対象	金額
遺族見舞金	犯罪被害により亡くなられた方のご遺族	30万円
重傷病見舞金	犯罪被害により重傷・重病を負われた方	10万円
精神療養見舞金	犯罪被害により精神的治療が必要となった方	2万5千円

※ 同一世帯で複数の給付被害が生じた場合も、支給額の上限は30万円です。

お問い合わせ：防災安全課

電話：0561-73-3279 / FAX：0561-74-0258 / Email：bousai@city.nisshin.lg.jp